

2022年度入学生用 常磐大学 総合政策学部 法律行政学科 履修系統図(図形式)【ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーと各授業科目の対応関係】

建学の精神

実学を重んじ真摯な態度を身につけた人間を育てる。

教育理念

自立・創造・真摯

学科の教育研究上の目的

- (1)リーガルマインドを基礎とし、正義感を身につけて、主として安全・安心な社会の実現のために活動している諸機関において活躍できる人材を養成する。
- (2)多様な法制度を基礎として、更にリーガルマインドの形成に必要な法制度の理解を深め、学んだ知識を実社会において活用できる能力の涵養に向けた教育研究を行う。

教育課程の編成及び実施に関する方針 (教育課程編成・実施の方針、カリキュラム・ポリシー)		授業科目				卒業の認定に関する方針 (卒業認定・学位授与の方針、ディプロマ・ポリシー)		
(1)編成方針 ディプロマ・ポリシーで明示した学修成果を実現するため、法律行政分野、社会安全分野の2つの専門分野で学科専攻科目を編成します。また、関連科目には、防災、リスクマネジメントに関する科目を配置します。		1年次	2年次	3年次	4年次	法的思考能力(リーガルマインド)を基礎として、法制度を理解し、安心・安全な社会の実現のために活動している諸機関において活躍できる人材を養成します。		
(2) 実施方針	1. 学部共通科目では、大学で学ぶための基本的な技能と知識を身につけるための教育を行います。	学びの技法Ⅰ・Ⅱ 統計の基礎 情報の処理Ⅰ・Ⅱ 総合政策概論Ⅰ・Ⅱ 英語Ⅰ～Ⅳ キャリア形成と大学	英語Ⅴ・Ⅵ			1. 法律・行政に関する基礎的知識を身につけ、社会の実態を広い視野から理解することができる。(知識・理解)		
	2. 学科専攻科目のうち学科基本科目では、法学・公法・私法・刑事法の原論および政治学・行政学・地方自治論の基礎的科目の授業を通じて、法律および行政の学びの考え方と方法を身につけるための教育を行います。また、議論・意見交換のグループスキルを学修するため「基礎ゼミナール」によりグループ学習を実施します。	法学原論 憲法Ⅰ 民法Ⅰ 刑法Ⅰ 政治学原論 行政学 自治体経営論	民法Ⅱ 行政法Ⅰ 民事訴訟法 刑事訴訟法 国際法 地方自治論 基礎ゼミナール	政治制度 国際政治 商法Ⅰ 商法Ⅱ 労働法 租税法 外国法				
	3. 学科専攻科目のうち法律行政分野では、基本法律科目の応用科目と社会の実態に即して法学を体系的・発展的に学修する科目の授業を通じて、社会の問題を解決するための論理的・合理的な考え方を身につけます。また、社会活動に直接実地に触れて学ぶ「法学演習Ⅰ～Ⅲ」によりプレゼン・コミュニケーションを身につけます。		憲法Ⅱ 民法Ⅲ・Ⅳ 商法Ⅰ・Ⅱ 労働法 政策法務論 外国法	行政法Ⅱ 政策法務論 国際私法 法制史 法学演習Ⅰ 法学演習Ⅱ 法学演習Ⅲ			2. 法制度と行政をめぐる様々な現代的問題について、論理的思考に基づき、適切な対応を提案することができる。(思考・判断)	
	4. 学科専攻科目のうち社会安全分野では、基本法律科目を踏まえ、犯罪情勢や地域の防犯・防災活動など社会安全に関連する幅広い科目の授業を通じて、地域を守るための論理や取組の考え方を身につけます。また、社会安全政策に係る実務の現場に触れて学ぶ「社会安全政策演習Ⅰ～Ⅲ」により効果的な社会安全政策の実現に向け提言できるような能力を身につけます。		社会安全政策 刑法Ⅱ 犯罪学 刑事政策 被害者学 警察法	消防法 防衛法 消費者法 少年法 社会安全政策演習Ⅰ 社会安全政策演習Ⅱ 社会安全政策演習Ⅲ			3. 安心・安全な社会の実現に向けて主体的に取り組む姿勢と、多面的総合的に判断する公平性を身につけている。(態度)	
	5. 学科専門科目のうち関連科目では、経済学・哲学・倫理学等の広範な社会・人文科学により学際的な知識を学ぶとともに、防災、危機対応、災害救援等のリスクマネジメントの手法・能力を身につけます。	経済学原論 哲学概論 防災概論	倫理学概論 危機への対応Ⅰ 災害救援	危機への対応Ⅱ 救急法の理論と実際			4. 社会に貢献するための、法的思考能力(リーガルマインド)と政策立案能力を備えている。(技能)	
	6. 「ゼミナールⅠ・Ⅱ」では、学生それぞれの関心・問題領域に応じた専門知識を深めるとともに議論・意見交換の仕方を学ぶためグループワークやディスカッションを取り入れた授業を行います。また「卒業論文Ⅰ～Ⅲ」では、大学の学びの集大成として、政策提案のできる研究テーマを設定し、課題の検証、政策立案等の実践的な能力を身につけるための授業を行います。		ゼミナールⅠ	ゼミナールⅡ 卒業論文Ⅰ	卒業論文Ⅱ 卒業論文Ⅲ			

学士の学位授与

2022年度 常磐大学 総合政策学部 学部共通科目 履修系統図(表形式)【ディプロマ・ポリシーと各授業科目の対応関係について】

学修の到達目標とディプロマ・ポリシーの関連(学修成果のために、●=特に強く求められる事項、◎=強く求められる事項、○=望ましい事項)

授業科目の区分	カリキュラムコード	授業科目名	授業の方法	単位数・必修	学年	春	秋	サブタイトル/テーマ	授業科目の主題 (授業科目の中心となる題目・問題・テーマ等)	学生の学修目標 (到達目標)	1.広範な教養と知識を身につけ、社会での活用方法を創造することができる。(知識・理解)	2.変容する社会の諸問題を柔軟な思考で捉え、多面的な視野で判断し、課題発見、課題解決に取り組むことができる。(思考・判断)	3.諸分野の協働が求められる社会の中で、自らの役割を認識し、自主的に活動する真摯な姿勢を身につけている。(態度)	4.専門的知識を統合的に応用し、政策の立案・提言により社会に貢献できる実践的な能力を備えている。(技能)
											●	◎	○	
学部共通科目	学部基本科目	MAA-101 総合政策概論 I	講義	2	1		○		本授業は総合政策に関する基礎的知識の修得を目標とする。総合政策とは、現代社会が直面する問題の発見とその解決を目指す学問体系である。各授業は、総合政策を理解し考える上で必要となる5つの分野(経済、経営、法律、行政、政治)で構成される。	(1)5つの分野(経済、経営、法律、行政、政治)が総合政策を考える上でどのように関わるかを理解することができる。 (2)今後の大学での学びについて、自分が何を中心に学んでいくかを考えることができる。	●	○		
		MAA-102 総合政策概論 II	講義	2	1		○		本授業は社会における諸問題について多角的視点で考えられるようになることを目標とする。総合政策とは、現代社会が直面する問題の発見とその解決を目指す学問体系である。各授業は、6つの社会問題について2つの視点から問題解決を考えてゆく。	(1)社会問題について多角的視野で考えることができる。 (2)社会問題について自分なりの解決策を提案できる。	●			

2022年度 常盤大学 総合政策学部 法律行政学科 履修系統図(表形式)【ディプロマ・ポリシーと各授業科目の対応関係について】

学修の到達目標とディプロマ・ポリシーの関連(学修成果のために、●特に強く求められる事項、◎強く求められる事項、○望ましい事項)

授業科目の区分	カリキュラムコード	授業科目名	授業の方法	単位数・必修	4年	秋	春	夏	サブタイトル/テーマ	授業科目の主題 (授業科目の中心となる題目・問題・テーマ等)	学生の学修目標 (到達目標)	1.法律・行政に関する基礎的知識を身につけ、社会の実態を広い視野から理解することができる。(知識・理解)	2.法制度と行政をめぐる様々な現代的問題について、主体的に取り組み姿勢と、多面的総合的に判断する公平性を身につける。(思考・判断)	3.安心・安全な社会の実現に向けて主体的に取り組む姿勢と、多面的総合的に判断する公平性を身につける。(態度)	4.社会に貢献するための、法的思考能力(ローガルマインド)と政策立案能力を備えている。(技能)
学科基本科目	LAD-111	法学原論	講義	2	1	○				本科目は、社会の諸問題を把握し、その解決策を提示できる思考の基本を構成する「法学」を概念的に学ぶ科目である。基本的には法的思考のスタートラインとして、法学の意義・体系、法解釈等を学んだ上、法律行政学科で開講される各法分野の導入・基本部分を学習し、今後の履修計画をイメージできるようにするとともに、ビジネス関連法や租税・社会保障法等将来の社会で活用できる知識・能力を身につけることを狙っている。	(1)法の体系とそれぞれの思考法、理念、原則が理解できる。 (2)各法制度の基本的理解をもとに、固有の問題について、事例と関連させながら理解し、紛争解決のための結論を導くことができる。 (3)法制度の現状を理解し、それが課題解決の手段としてどのように機能しているかを理解し、政策の立案・提言により社会に貢献できる実践的な能力を備える。	●	●	●	●
	LAD-121	憲法 I	講義	2	1	○				本科目は、国内法の最高規範であり、すべての法制度の基礎にあたる日本国憲法を概念的に学習する。特に憲法 I では、立憲主義や憲法の役割といった憲法総論、国会・内閣や地方自治など統治機構論、そして人権の理念や分類、個別の人権の基礎的理解をめざす人権総論および人権各論の一部を扱う(憲法 II では判例を中心とする人権各論および司法権、憲法訴訟を扱う)。	(1)立憲主義の発展に照らして、憲法の歴史的意義を確認するとともに、憲法の特徴や内容、社会における役割を理解できる。 (2)主権や代表民主制、権力分立についての基礎的な理解とともに、統治機構の仕組みについて理解できる。 (3)人権保障の問題について、現在進行形で生じている諸問題につき、憲法学の視点から分析し、一定の意見や解決策を導くことができる。	●	●	●	●
	LAD-131	民法 I	講義	2	1	○				民法は大別して、財産法と家族法から成る。財産法とは、民法典の編別即ち言えば、第一編総則、第二編物権、第三編債権の部分に該当し、衣食住に関連する生活を規律する。家族法は、同じく、第四編親族、第五編相続の部分に該当し、夫婦、親子等、人の身分に関する生活を規律する。この授業では、財産法のうち、民法総則および物権法の部分について取り扱う。本授業では、社会の実態に即して、民法総則および物権法を体系的・発展的に学修し、実践的な問題解決能力を修得すべく講義する。	(1)民法総則および物権法に関する基本的な知識を身につけることができる。 (2)民法総則および物権法の知識を用いて、身近な法律問題を解決できる。	●	◎	◎	◎
	LAD-132	民法 II	講義	2	2	○				民法は大別して、財産法と家族法から成る。財産法とは、民法典の編別即ち言えば、第一編総則、第二編物権、第三編債権の部分に該当し、衣食住に関連する生活を規律する。家族法は、同じく、第四編親族、第五編相続の部分に該当し、夫婦、親子等、人の身分に関する生活を規律する。この授業では、財産法のうち、債権法の部分について取り扱う。本授業では、社会の実態に即して、民法の債権法を体系的・発展的に学修し、実践的な問題解決能力を修得すべく講義する。	(1)債権法に関する基本的な知識を身につけることができる。 (2)債権法の知識を用いて、身近な法律問題を解決できる。	●	◎	◎	◎
	LAD-141	刑法 I	講義	2	1	○				この授業では、刑法の中でも刑法総論と呼ばれる領域について講義する。刑法総論という学問領域は、刑法の規定の中でも犯罪の一般的な成立要件に関する事項及び刑罰に関する事項について定めたものを対象とし、具体的には刑法第1条から第72条までを対象とする。刑法総論は概して抽象論的議論が多いが、この授業では出来る限り事例を取り上げながら、わかりやすく講義することを心がけることとする。刑法総論は出来れば1年間かけて学ぶ方が望ましいが、この授業は半年で学ぶこととなるので、基本的な事項に限定して概説することとする。	(1)受講生が、刑法総論に関する基本的知識を身につけ、論理的思考ができるようになること。 (2)受講生が、マスメディア等で報道されている事件等について刑法の観点から考察できるなど、社会の実態を広い視野から理解することができるようになること。 (3)受講生が、刑法は犯罪者を処罰するためだけではなく、人権保障のための法律でもあるなど、多面的総合的に理解できるようになること。	●	●	●	●
	LAD-221	行政法 I	講義	2	2	○			～行政の基本となる法律をまず勉強しよう！	行政法の概観、担い手である行政組織、様々な行政行為の形式とそれらが現実の法政策でどのように活用され機能しているか等を中心に説明します。講義の冒頭でその週に起きた行政関係のトピックスを説明し、それに引き続き講義では、基本的な論点を説明した後に、受講生に意見を述べてもらったり、全員での課題の議論、検討、レポートの発表会などを取り入れた受講生参加型の形で進めます。公務員試験等にも対応できるように演習問題の検討も併せて行います。	(1) 私たちの生活と行政主体との接点に位置して機能する「行政法」の理解を通じて、職業人としての職務遂行の基本である「問題を把握したうえで、自ら対応を考え、それを文書で表現し、説明し、理解を得る」といった一連の思考・行動様式を身につけることができるようになる。 (2) 法律とは何か、行政とは何か、その二つが結びついた形で国民に向けてどのような行政活動が行われているかを検討するので、それを理解して、自分の考えで問題点や現状、解決方法を説明出来るようになる。	●	◎	◎	◎
	LAD-241	刑事訴訟法	講義	★2	2	○				この授業では、刑事訴訟法と呼ばれる法律を中心にこれに関連する法令も一部取り上げながら、刑事司法手続について概説することとする。刑法が犯罪と刑罰について定めた法律(実体法)と呼ばれることに対して、刑事訴訟法は犯罪の発生した際の捜査から刑の執行までの一連の手続を定めた法律(手続法)と呼ばれるものである。捜査や逮捕、起訴などの言葉やニュース等で聞いたことがあるかと思うが、これらはすべて刑事訴訟法に規定がある。この授業では出来る限り事例を取り上げながら、わかりやすく講義することを心がけることとする。刑事訴訟法は出来れば1年間かけて学ぶ方が望ましいが、この授業は半年で学ぶこととなるので、捜査に関する事項を中心に基本的な事項に限定して概説することとする。	(1)受講生が、刑事訴訟法の基礎を身に著け、論理的思考力が出来るようになること。 (2)受講生が、マスメディア等で報道されている事件等について刑事訴訟法の観点から考察できるなど、社会の実態を広い視野から理解することができるようになること。 (3)受講生が、刑事訴訟法とは犯罪者を処罰するためだけではなく、人権保障のための法律でもあるなど、多面的総合的に理解できるようになること。	●	◎	◎	◎
	LAD-232	民事訴訟法	講義	★2	2	○				訴えの提起から判決に至るまでの民事訴訟手続全般について解説する。その際には、とくに民法などの実体法と手続法の差異と関連性に留意しつつ講義する。本授業では、社会の実態に即して、民事訴訟法を体系的・発展的に学修し、実践的な問題解決能力を修得すべく講義する。	(1)民事訴訟法に関する基本的な知識を身につけることができる。 (2)民事訴訟法の知識を用いて、具体的な訴訟問題を解決できる。	●	◎	◎	◎
	LAD-251	国際法	講義	2	2	○				本講義では、国際社会を規律する法である国際法の基本を学ぶ。国際社会とは何か、国際法とは何か、国際社会において法の支配は存在するのといった基本的な問題を検討し、更に、現実の国際法の動きに即して、国際法がいかなる役割を果たしているのかを学ぶ。本授業では、外務省職員、国際公務員としての実務経験を有する教員が、その経験を生かして講義する。	(1)国際法の基本的な用語や概念について正しく説明することができる。 (2)国際法の出来事について、国際法の観点から解説することができる。	●	◎	◎	○
	LAD-161	政治学原論	講義	2	1	○				新聞をめぐって政治面は経済面や社会面、スポーツ面よりも前掲されている。これはそれだけ読者(=人々)が政治に対して高い関心を寄せていることの現れであろう。しかしその反面、「政治とは何か」と聞かれて明確に答えられる人は多くない。はたして政治はどのようなメカニズムで動いているのだろうか。この講義ではそんな政治の世界を考えるためのツールである「政治学」について講義する。	(1)政治を分析するための諸概念や諸理論について理解し、現在進行形の政治的事象に対し学生自らが考え、自分自身の意見を述べることができる。 (2)政治・経済に関する基礎的知識を身に付け、各分野における政策形成の過程を理解していくことを目標とする。	◎	●	●	◎
	LAD-261	政治制度	講義	2	2	○				本科目は法律行政学科の基本科目のうち政治に関する必修科目である。具体的には、「政治学」に関する基礎知識の一つとして、近現代のわが国および各国における政治制度の歴史の展開を中心に論ずる。	(1)近現代の日本および各国の政治制度の歴史の展開について学ぶことにより、法制度と行政をめぐる様々な現代的問題について、論理的思考に基づき、適切な対応を提案することができることを目標とする。	●	●	●	●
	LAD-262	国際政治	講義	2	2	○				「国際政治」と日本語で言って怪しむ人は少ないが、実はこれは英語の「International Politics」の訳語が定着してしまっただけである。英語(および欧米文化圏)の概念では「Politics」とは「政治」を意味する。つまり「国際政治」とは、世界規模で遂行される競争術である。因みに「Political Science」を正確に訳せば「競争術」であり、日本語の政治学に相当する英語は「Government Studies」である。本授業は国際関係における競争術という観点から講義する。論理的な枠組みを踏まえつつ、随時事例を変えて、解説する。法律行政分野の学際専門科目としての特性から、国際関係の根幹にある諸原理を、法学的な観点からも体系的に学修できる。なお、本講義は、人間科学部の「政治学(国際政治を含む)」と同時開講である。	(1)世界の諸問題を把握し、修得した知識を社会で活用できる能力が身に付く。 (2)法律・行政・国際関係に関する基礎的知識を身につけ、社会の実態を広い視野から理解することができるように、関連する法制度と行政をめぐる様々な現代的問題について、論理的思考に基づき、適切な対応を提案することができるようになる。 (3)中学・高校の教員として必要な国際関係や近代世界史に関する概念を身に付ける。 (4)授業の後半では、毎週の新聞の報道記事から「5W1H」を読みとる訓練をし、その能力を養う。 (5)将来、社会人として経験を積み、部下を持ち、他社の中堅以上の幹部や外国人社会人と付き合うようになった時に必要とされる、国際政治(正しくは国際競争)における諸問題を柔軟な思考で捉え、多面的な視野で判断する力を身につけることができる。 (6)授業に取り組むと同時に、新聞やテレビ等のニュースを見る習慣が育まれる。 (7)そして、授業終了後も生活の中で自ずと自学自習できるような態度を身に付ける。	●	●	●	●

2022年度 常盤大学 総合政策学部 法律行政学科 履修系統図(表形式)【ディプロマ・ポリシーと各授業科目の対応関係について】

学修の到達目標とディプロマ・ポリシーの関連(学修成果のために、●特に強く求められる事項、◎強く求められる事項、○望ましい事項)

授業科目の区分	カリキュラムコード	授業科目名	授業の方法	単位数	選択	春	秋	サブタイトル/テーマ	授業科目の主題 (授業科目の中心となる履目・問題・テーマ等)	学生の学修目標 (到達目標)	学修の到達目標とディプロマ・ポリシーの関連			
											1.法律・行政に関する基礎的知識を身に付け、社会の実態を広い視野から理解することができる。(知識・理解)	2.法制度と行政をめぐる様々な現代的問題について、主体的に取り組む姿勢と、多面的・論理的思考に基づき、適切な対応を提案することができる。(思考・判断)	3.安心・安全な社会の実現に向けて主体的に取り組む姿勢と、多面的・論理的思考に基づき、適切な対応を提案することができる。(思考・判断)	4.社会に貢献するための、法的思考能力(リーガルマインド)と政策立案能力を備えている。(技能)
法律行政分野	LAD-162	行政学	講義	2	1		○		教養・知識の獲得、問題解決能力、法的・論理的思考力の育成に関連する内容の必修科目である(教職・高校「公民」必修科目)。	(1)行政・政府の役割の歴史と現状について学び、その実態を広い視野から理解することを目標とする。 (2)行政・政府をめぐる様々な現代的問題について、論理的思考に基づく適切な対応を提案できることを目標とする。	●	●		
	LAD-222	地方自治論	講義	2	2		○	地域社会や自治体の問題を制度的側面から理論的に考えてみよう!	地方自治制度の基本概念を説明するとともに、受講生の関心の所在も考慮しながら、地方自治の時事問題についても数多く解説していきます。 講義の冒頭にその週で起きた地方自治・行政関係のトピックスを説明し、それに引き続き講義では、基本的な論点を説明した後に、受講生に意見を述べてもらったり、グループでの検討・レポートの発表会などを取り入れた受講生参加型の形で進みます。	(1)我が国の行政の重要な主体である自治体と市民生活の基礎をなす地方自治の法制度とその機能の実態の理解を深め、問題点を把握し、理想とする姿を追求する視点を養うことをねらいとします。 (2)地方自治の現場で何が起きていて、その法律問題はどのように描写・解決できるのかという実践的な観点から考察し、地方自治に関して自らの考えで多角的な議論や提案ができるようになることを目指します。	●	◎		○
	LAD-122	自治体経営論	講義	2	1		○	自治体の行政運営のあり方を実地に理解する～多くの自治体職員との議論を通じて、自治体行政を体感する!	自治体がどのように運営されているのか、どのように政策が実施されているのか、そして自治体職員がどのような活躍をしているのかなどを、自治体職員を招いて、授業を展開していきます。 多くの関係自治体の職員が様々なテーマで講義を行い、学生と意見交換することは、画期的なものであり、現実の実務に即した形で「行政学」そして「政策立案としての立法技術」を学んでいきます。 就職先として自治体を検討している学生においては、自治体を理解するうえで極めて効果的なものとなると思われます。	(1)現実の自治体行政が、自治体職員の手でどのように展開されているのかを十分に理解することができるようになる。 (2)自分が目指す自治体職員像がイメージできるようになる。 (3)現実の自治体行政の課題と今後の展開について自分なりに考えて指摘できるようになる。	●	◎		●
	LAD-211	基礎ゼミナール	演習	2	2		○		この授業では、全学共通科目の「学びの技法Ⅰ」、「学びの技法Ⅱ」での学修をさらに発展させ、グループワークを取り入れながら、ゼミナールでの学修や社会で働く際に必要不可欠な文章読解力の養成と、プレゼンテーション能力の向上を図ります。 本授業は、教員と学生の双方向で展開するラーニングアクティビティを重視した授業です。	(1)法律行政学科の専攻に関わる平易な論説を、内容を読み取り、まとめることができる。 (2)自分の伝えたい内容を他者に伝えるために、適切な資料を作成し、聴衆の前でわかりやすくプレゼンテーションを行うことができる。 (3)課題遂行のために、グループで他者と議論しつづき協力することができる。	○	●		v
	LAD-223	憲法Ⅱ	講義	2	2		○	人権保障の仕組みを理解する	人権保障につき、判例を精読しながら学習する科目であり、人権の分類に依り、各人権規定における権利の保障意義や射程、判例の考え方を身につけるとともに、判例の思考の前提となっている憲法訴訟のあり方について、裁判所・司法権の問題とともに解説する。内容上は憲法Ⅰと連続してあり、公務員試験や法系の試験で重点的に出題される部分でもある。	(1)人権保障の歴史的意義とその内容を踏まえて、各人権の保障をめぐる法的問題について重要判例をもとに理解できる。 (2)人権保障についての基本的理解をもとに、現代社会が直面する新たな人権問題について応用的に考える能力、とりわけ、憲法尊重擁護義務を負う公務員にも必要な思考を身につけることができる。 (3)ジェンダー平等や国際的人権保障の視点も踏まつつ、社会的弱者を救済する現代立憲主義の理念をもとに、多様な価値観を前提とする社会を形成する重要性を理解できる。	●	●		●
	LAD-331	民法Ⅲ	講義	2	3		○		民法は大別して、財産法と家族法から成る。財産法とは、民法典の編別即して言えば、第一編総則、第二編物権、第三編債権の部分に該当し衣食住に関連する生活を規律する。家族法は、同じく、第四編親族、第五編相続の部分に該当し、夫婦、親子等、人の身分に関する生活を規律する。本授業では、家族法のうち、親族法の部分について取り扱う。本授業では、社会の実態に即して、民法の親族法を体系的・発展的に学修し、実践的な問題解決能力を修得すべく講義する。	(1)民法の親族法に関する基本的な知識を身につけることができる。 (2)親族法の知識を用いて、身近な法律問題を解決できる。	●	◎		◎
	LAD-332	民法Ⅳ	講義	2	3		○		民法は大別して、財産法と家族法から成る。財産法とは、民法典の編別即して言えば、第一編総則、第二編物権、第三編債権の部分に該当し衣食住に関連する生活を規律する。家族法は、同じく、第四編親族、第五編相続の部分に該当し、夫婦、親子等、人の身分に関する生活を規律する。本授業では、家族法のうち、相続法の部分について取り扱う。本授業では、社会の実態に即して、民法の相続法を体系的・発展的に学修し、実践的な問題解決能力を修得すべく講義する。	(1)民法の相続法に関する基本的な知識を身につけることができる。 (2)相続法の知識を用いて、身近な法律問題を解決できる。	●	◎		◎
	LAD-233	商法Ⅰ	講義	2	2		○		商法、とくにここでは会社法の基本原則について学修する。会社法は2005(平成17)年に大幅な改正を受け、従来商法の中に置かれていた会社法に関する規定が会社法という独立した法律となった。会社法の中でも特に重要なものは株式会社であるので、株式と機関についてはとくに重点的に学習する。日本経済新聞の新聞記事、ニュース映像なども活用しながら多方面から商法・会社法の基本を理解する。	(1)商法・会社法の全体像が理解できる。 (2)会社の意義について法的側面から理解できる。 (3)時事問題的な側面から商法・会社法が理解できる。 (4)各種検定試験に必要な商法・会社法の基本が理解できる。	●	◎		◎
	LAD-234	商法Ⅱ	講義	2	2		○		「商法Ⅰ」で学修した内容を基本として、ビジネス実務法務検定試験、法検定試験、宅建士試験、行政書士試験、中小企業診断士試験などの各種検定試験、国家試験問題などを活用しながら多方面から商法・会社法の基本を理解し、実践的、応用的な知識を修得する。	(1)商法・会社法の全体像が理解できる。 (2)会社の意義について法的側面から理解できる。 (3)時事問題的な側面から商法・会社法が理解できる。 (4)各種検定試験に必要な商法・会社法の基本が理解できる。	●	◎		◎
	LAD-235	労働法	講義	2	2		○		労働法は、個別労働者と使用者との関係を規律する個別労働法である「雇用関係法」、労働組合と使用者あるいは使用者団体との関係を規律する集団労働法である「労使関係法」、失業者等の雇用機会を保障することを目的とした労働市場法である「雇用保障法」から構成される。この講義ではそのような労働法の基本を学習する。日本経済新聞の新聞記事、ニュース映像、各種検定試験問題なども活用しながら多方面から労働法の基本を理解する。	(1)労働法の全体像が理解できる。 (2)労働法の意義について法的側面から理解できる。 (3)時事問題的な側面から労働法が理解できる。 (4)各種検定試験に必要な労働法の基本が理解できる。	●	◎		◎
	LAD-224	行政法Ⅱ	講義	2	2		○	行政法を使って社会を動かす(練習をしてみよう)!	行政法の概観、担い手である行政組織、様々な行政行為の形式とそれらが現実の法政策でどのように活用され機能しているかなどを中心に説明します。 講義の冒頭にその週で起きた行政関係のトピックスを説明し、それに引き続き講義では、基本的な論点を説明した後に、受講生に意見を述べてもらったり、全員での課題の議論、検討、レポートの発表会などを取り入れた受講生参加型の形で進みます。公務員試験等にも対応できるように演習問題の検討も併せて行います。 行政法Ⅱでは、行政法Ⅰで行政法の基本概念を理解したうえで、行政上の目的の実現方法、実効性の確保、行政手続、国家補償、行政不服審査、行政事件訴訟等の各論を学びます。	(1)行政法Ⅰに比べかなり専門的な領域に入っていくが、理解することで行政や方のあり方が自分の知識となることが実感できることを目的とします。 (2)新聞やテレビで触れるような行政の問題について、行政法上の観点から、何が課題になっているのか、どのような状況が望ましいのか、解決方法はなにか等について、自分の考え方を論理的に述べるようになることを目標とします。	◎			●
	LAD-225	租税法	講義	2	2		○		租税法の根底にある考え方及び立法趣旨を理解することにより、頻繁に改定される租税法に対して適切に対応することのできる能力を養うことを目的とする授業です。この授業では租税法の概論からスタートし、所得税、法人税、消費税、相続税、国際課税を中心に学びます。税金という世界から世の中を見ることにより、実生活の中で、税金の使用方法や徴収方法について考える良い契機となる授業です。 使用する教材は、実際の裁判例をベースとして、租税法の根幹の考え方を展開していくため、実際の税金に対する考え方と直結するとともに、現時点の問題も明らかになる点で、有用な知識を体得することを目標とします。	(1)授業で学んだことを実生活に役立て、税法改正によって国がどのような方向を目指しているのか、また、自分自身や家族への影響はどのようなものになるのかを適切に理解することができるようになることを目的とします。 (2)租税法を学修し、税に関する現状と問題点を理解することで、日本が目指すべき方向性を税の観点から説明することができるようになることを目的とします。 (3)相続税に関しては、今後の人生において直面する問題なので、現行制度の正しい知識をインプットするとともに、問題点を把握することにより、問題解決を行うことのできる知識の修得を目標とします。	●	●		◎

2022年度 常盤大学 総合政策学部 法律行政学科 履修系統図(表形式)【ディプロマ・ポリシーと各授業科目の対応関係について】

学修の到達目標とディプロマ・ポリシーの関連(学修成果のために、●=特に強く求められる事項、◎=強く求められる事項、○=望ましい事項)

授業科目の区分	カリキュラムコード	授業科目名	授業の方法	単位数・選択	春学期	秋学期	サブタイトル/テーマ	授業科目の主題 (授業科目の中心となる題目・問題・テーマ等)	学生の学修目標 (到達目標)	学修の到達目標とディプロマ・ポリシーの関連			
										1.法律・行政に関する基礎的知識を身につけ、社会の実態を広い視野から理解することができる。(知識・理解)	2.法制度と行政をめぐる様々な現代的問題について、主体的に取り組む姿勢と、多面的・総合的に判断する公平性を身につけている。(態度)	3.安心・安全な社会の実現に向けて主体的に取り組む姿勢と、多面的・総合的に判断する公平性を身につけている。(態度)	4.社会に貢献するための、法的思考能力(リーガルマインド)と政策立案能力を備えている。(技能)
学科専攻科目	LAD-226	政策法務論	講義	2 2	○		自治体と公務員の制度、そして政策テーマとしての環境法、まちづくり、条例論を学ぶ	この講義では、特に地方自治、自治体、自治体職員に焦点を当て、法制度や法務運用がどのような局面で行われているのかを学びます。テーマとしては特に政策的な法務として重要な側面を持つ「環境法」「まちづくり」「条例論」の運用の観点からのものをメインとします。また、自治体職員がどのように法務実務を行っているのか、そのための制度的環境はどのようなものかといった公務員制度的な側面も学びます。講義の冒頭でその週で起きた行政関係のトピックスを説明し、それに引き続き講義では、基本的な論点を説明した後に、受講生に意見を述べてもらったり、全員での課題の議論、検討、レポートの発表会などを取り入れた受講生参加型の形で進みます。公務員試験等にも対応できるような演習問題の検討も併せて行います。	(1)地方自治制度、公務員制度がどのように形作られているのか、そしてそれが現実どのように運用されているのかを、自分の考えで整理・発言できるようにします。 (2)そして、地方自治、特に環境問題に関心をもち、自治体職員など公共の職務がどのように行われているのかに深い理解を持てるようにします。	●	◎		○
	LAD-252	国際私法	講義	2 2		○	国際的な取引や国境を越えた婚姻、養子縁組を行う際、どの国の法が適用されるのか、紛争が生じた場合の裁判管轄権などについて学ぶ。社会の実態に即して、法学を体系的・発展的に学修する科目である。本授業においては、外務省職員、国際公務員としての実務家経験を有する教員が、具体的な事象への法の適用について講義する。	(1)取引法、家族法などの分野における渉外事件について、基本的な問題点を説明できる。 (2)取引法、家族法などの法制度をめぐる様々な現代的問題について、論理的思考に基づき、適切な対応を提案することができる。	●		○		
	LAD-253	外国法	講義	2 2		○	世界の法の分類、外国法を学ぶ意義、比較法の方法を解説し、英米法の基本原理、法の支配(rule of law)、判例法主義、二元的法制度、陪審裁判制度、アメリカ合衆国の歴史と憲法の原理、EU法などを学ぶことで、日本法を客観的に理解できるようになる。	(1)日本法を客観的に理解することができる。 (2)国際社会で生起する諸問題について、法的な視点から自分で考えかつ説明することができる。 (3)広範な教養と知識を身に付け、社会での活用/策を創造することができる。 (4)変容する社会の諸問題を柔軟な思考で捉え、多面的な視野で判断し、課題発見、課題解決に取り組むことができる。	●		○		
	LAD-311	法制史	講義	2 3		○	古代から現代にいたる世界の法の発展を、当時の社会や法文化との関連で考察する。法律に関連する専門的知識を習得するための科目であり、また、社会の実態に即して、体系的・発展的に学修する科目である。	(1)世界的視野で法そのもの及び日本の法を客観的に理解することができる。 (2)変容する社会の諸問題を柔軟な思考でとらえ、多面的な視野で判断し、課題発見、課題解決に取り組むことができる。 (3)法制度と行政をめぐる様々な現代的問題について、論理的思考に基づき、適切な対応を提案することができる。	●		○		
	LAD-312	法学演習 I	演習	★2 3		○	卒業要件に含まれる選択必修の演習科目である。教養・知識の獲得、問題解決能力、法的・論理的思考力に関連する演習科目として、法律・行政分野における応用力を獲得することが重要である。	(1)1・2年次の諸科目における学修内容と、「法律・行政」への理解と結びつけることを目標とする。 (2)法律・行政に関する様々な現代的問題について、論理的思考に基づく適切な対応を提案できることを目標とし、法学演習 II(インターン)への準備を完了する。	●	●		●	
	LAD-313	法学演習 II	演習	★2 3		○	法学演習 I で学んだ知識・理解を踏まえて、自治体や民間企業にインターンシップにより実際に学び、そこから得た考え・知見をプレゼンの形で報告する授業である。新型コロナウイルスによる影響を踏まえてインターンシップが困難な状況になる場合は、地域社会の問題について調査研究しその課題や今後のあり方を考察した結果をプレゼンの形で報告するものに代えて行う場合もある。	(1)「法学演習 I」などでの学修内容を、インターンにおいて有効に活用することができる。 (2)特に、現実に行き詰る課題を十分に認識して、論理的思考・法的思考を機能させて、政策立案・課題解決の道筋を示すことができるようになる。	●			●	
	LAD-314	法学演習 III	演習	★2 3		○	卒業要件に含まれる選択必修の演習科目である。教養・知識の獲得、問題解決能力、法的・論理的思考力に関連する演習科目として、法律・行政分野における応用力を獲得することが重要である。	(1)法学演習 I・IIでの学修内容と、「法律・行政」への理解と結びつけることを目標とする。 (2)法学演習 I・IIでの学修成果をふまえて、法律・行政に関する様々な現代的問題について、論理的思考に基づく適切な対応を提案できることを目標とし、「実践のための考察・提言」に昇華する。	●	●		●	
	LAD-271	社会安全政策	講義	2 2		○	「犯罪や日常生活に潜む様々な危険から身を護るには、どうすれば良いか」ということは、現在、私たちの大きな関心事となってきた。また、「リスク社会」という言葉に象徴されるように、現代社会では、各自が自己責任のもと、様々な危険性に対処することが求められるようになってきている。本講義では、犯罪や日常生活における様々な危険＝リスクに関わるテーマを取り上げ、それらにどう向き合っていけば良いのか、考察を行うこととする。また、その中で、安全を確保する基盤たる地域社会のあり方についても、模索していきたいと思う。	(1)受講生が、社会安全政策の基礎を身に付け、論理的思考力が出せるようになること。 (2)受講生が、マスコミ等で報道されている事件等について社会安全政策の観点から考察できるなど、社会の実態を広い視野から理解することができるようになること。 (3)受講生が、安心・安全な社会の実現に向けて主体的に取り組むことが出来るようになること。	●	●	●	◎	
	LAD-242	刑法 II	講義	2 2		○	この授業では、刑法の中でも刑法各論と呼ばれる領域について講義する。刑法各論という学問領域は、刑法の規定の中でも個別具体的な犯罪の成立要件に関する事項について定めたものを対象とし、具体的には刑法第77条以下が対象となる。刑法各論は刑法総論に比べると具体的な議論が多いが、その一方で扱う条文数は格段に増加する。この授業では、出来る限りわかりやすく講義することを心がけることとする。刑法各論も刑法総論と同様に出来れば1年間かけて学ぶ方が望ましいが、この授業は半年で学ぶことになるので、基本的な事項に限定して概説することとした。	(1)受講生が、刑法各論に関する基本的知識を身につけ、論理的思考ができるようになること。 (2)受講生が、マスコミ等で報道されている事件等について刑法の観点から考察できるなど、社会の実態を広い視野から理解することができるようになること。 (3)受講生が、刑法とは犯罪者を処罰するためだけでなく、人権保障のための法律でもあるなど、多面的・総合的に理解できるようになること。	●	●	●	◎	
	LAD-272	犯罪学	講義	2 2		○	この授業では、犯罪学の基礎的な事項について概括的に説明する。犯罪学については、その定義について様々な見解が存在するが、この授業では、犯罪対策論(刑事政策)を除いた部分に限定して取上げたいと思う。	(1)受講生が、犯罪学の基礎を身に付け、論理的思考力が出せるようになること。 (2)受講生が、マスコミ等で報道されている事件等について犯罪学の観点から考察できるなど、社会の実態を広い視野から理解することができるようになること。 (3)受講生が、犯罪統計を参照した上で犯罪の現状について考え、エビデンスに基づいた考察を通じて、安心・安全な社会の実現に向けて主体的に取り組むための基礎を身につけることができるようになること。	●	●	●	◎	
LAD-243	刑事政策	講義	2 2		○	「刑事政策」及び「犯罪学」と呼ばれる学問分野には様々な定義が存在するが、広義もしくは最広義には、犯罪現象論や犯罪原因論とともに、犯罪対策論を含めて研究する学問である。この講義では、犯罪対策(狭義の「刑事政策」と呼ばれる学問分野をいう)について概観するものであり、刑事制裁一般と犯罪者処遇の諸問題とに分けて説明することとする。	(1)受講生が、刑事政策の基礎を身に付け、論理的思考力が出せるようになること。 (2)受講生が、マスコミ等で報道されている事件等について刑事政策の観点から考察できるなど、社会の実態を広い視野から理解することができるようになること。 (3)受講生が、刑罰制度等の在り方について考え、エビデンスに基づいた考察を通じて、安心・安全な社会の実現に向けて主体的に取り組むための基礎を身につけることができるようになること。	●	●		◎		

授業科目の区分	カリキュラムコード	授業科目名	授業の方法	単位数・必修	春	秋	サブタイトル/テーマ	授業科目の主題 (授業科目の中心となる履目・問題・テーマ等)	学生の学修目標 (到達目標)	1.法律・行政に関する基礎的知識を身につけ、社会の実態を広い視野から理解することができる。(知識・理解)	2.法制度と行政をめぐる様々な現代的問題について、論理的思考を身につけ、社会の実態を広い視野から理解することができる。(知識・理解)	3.安心・安全な社会の実現に向けて主体的に取り組む姿勢と、多面的総合的に判断する公平性を身につけている。(態度)	4.社会に貢献するための、法的思考能力(リーガルマインド)と政策立案能力を備えている。(技能)
社会安全分野	LAD-273	被害者学	講義	2 2		○	犯罪や様々な事故、災害の発生など、「被害者」という視点は、現代社会において極めて重要な意義を持つようになってきており、また、それに伴い、被害者に対する支援の重要性及びニーズはますます高まりつつある。本講義では、犯罪被害者を念頭に、被害者学及び被害者支援とは何か、また、そこで求められるものは何かなど、より具体的に「被害者」として考察を行いたいと思う「被害者」という視点を通じ、「犯罪とは何か」、さらに、「これからの社会のあるべき姿」など、より考えを深めて行ってもらえればと思う。	(1)受講生が、被害者学の基礎を身につけ、論理的思考力が出るようになること。 (2)受講生が、マスコミ等で報道されている事件等について被害者学の観点から考察できるなど、社会の実態を広い視野から理解することができるようになること。 (3)受講生が、安心・安全な社会の実現に向けて主体的に取り組むことが出来るようになること。	●	●	●	◎	
	LAD-274	警察法	講義	2 2		○	教養・知識の獲得、問題解決能力、法的・論理的思考力の育成に関連する内容の科目である。具体的には、警察に関する法制度、警察行政の歴史を中心に論ずる	(1)警察の歴史と現状について学び、その実態を広い視野から理解することを目標とする。 (2)警察をめぐる様々な現代的問題について、論理的思考に基づく適切な対応を提案できることを目標とする。 (3)安心・安全な社会の実現に主体的に取り組む姿勢、総合的に判断する公平性を身につけることを目標とする。	●	●	●	●	
	LAD-371	消防法	講義	2 3		○	本講義では、地域社会の安全・安心を確保する上で必須の消防法、消防組織、消防関連法令等を学んでいく。消防機関が行う予防行政について、その制度と果たしている役割を理解するために、自治体消防現場の責任者の講義、現地視察等を取り入れるとともに、消防安全等を含めた消防関係法令を体系的に講義し、将来の消防組織の担い手を担う学生や地域の安全体に関心をもつ学生が、その職業的な役割や重要性等を十分に理解できるように授業を展開していく。 なお、本講義は、笠間市、水戸市との地域連携協定に基づく講義であり、外部講師による講演、関連施設の視察・見学を科目の中心に置き、事前事後の課題解決型の講義(ワーク・ラーニング)を通じてより具体的な内容の理解を努める。	(1)消防に関する法と制度について理解できる。 (2)自治体消防現場の責任者の講義、現地視察等を通じて、消防機関がおこなう予防行政について、その制度と果たしている役割を理解するとともに消防関係法令等を体系的に把握することができることを目標とする。	○	◎	●		
	LAD-275	防衛法	講義	2 2		○	社会安全に関連する科目である。災害時および武力紛争事態において、警察や消防と軍事組織がどのように役割分担をするものか、また北条協定などの国際法で禁止されている事柄にはどのようなことがあるかを講じる。さらに現在日本の法体系では、自衛隊はどのように位置づけられるのか、またどのような関係法令が未整備であるか、等々について講じ、法律・政治・行政にまたがる問題を理解する。	(1)この授業の主な対象は、自衛官志望者ではない、むしろ、警察官や消防・防災関係者志望者学生、あるいは他の人道活動に関連する志望者学生である。文民/文官が、軍事・防衛という問題に直面した時に争っておかなくてはならない諸原則を理解できるようになることが到達目標である。 (2)関連する法律・行政に関する基礎的知識を身につけ、社会の実態を広い視野から理解することができるようになる。 (3)関連する法律・行政等への理解を通じ、関連する諸問題で活躍する素地を身に付ける。		◎	●	◎	
	LAD-244	少年法	講義	2 2		○	この授業では、最初に少年法の理念や非行少年の類型について説明した後少年非行の現状について概観する。その上で非行少年から少年に対する処分についての手続を一般の刑事手続との相違も説明しながら概観する。少年法は非行少年に対応するための基本となる法律であるが、児童福祉法や少年院法等も少年法に関連する法律であるので、必要に応じて取り上げる。	(1)受講生が、少年法に関する基本的知識を身につけ、論理的思考ができるようになること。 (2)受講生が、マスコミ等で報道されている事件等について少年法の観点から考察できるなど、社会の実態を広い視野から理解することができるようになること。 (3)受講生が、合理的な根拠を示すことなく少年法は甘い法律であるなどの主張をすることなく、何故に成人と少年では適用される法律が異なるのかについて把握した上で、批判すべきは批判するなど、多面的総合的に理解できるようになること。	●	●	●	◎	
	LAD-333	消費者法	講義	2 3		○	消費者法という問題領域の中で中心的な位置を占める特定商取引法、消費者契約法及び製造物責任法を取り上げ解説する。消費者法を理解するためには民法と行政法の知識が必須なので、これらの科目をあらかじめ履修していることが望ましい。本授業では、社会の実態に即して、消費者法全般を体系的・発展的に学修し、実践的な問題解決能力を修得すべく講義する。	(1)消費者法全般に関する基本的知識を身につけることができる。 (2)消費者法の知識を用いて、身近な法律問題を解決できる。	●	◎	◎	◎	
	LAD-315	社会安全政策演習 I	演習	★2 3		○	この授業は、個人情報の取扱い、国際人道法、地域社会レベルでの犯罪予防などの社会安全政策に係る諸問題について受講生自らが考察及び提言する前段階として、社会安全関連の学問研究及びこれに基づく実践の現状をできる限り正確に理解することを目的とした科目である。具体的には、受講生を3グループに分け教員3名が各5回を担当するオムニバス形式で授業を実施する。	(1)受講生が、社会安全政策に係る基礎知識及び調査法を身につけ、論理的思考力が出るようになること。 (2)受講生が、マスコミ等で報道されている事件等について社会安全政策の観点から考察できるなど、社会の実態を広い視野から理解することができるようになること。 (3)受講生が、現代における社会安全政策に係る諸問題について認識し、安心・安全な社会の実現に向けて主体的に取り組むための基礎を身につけるようになること。				◎	
	LAD-316	社会安全政策演習 II	演習	★2 3		○	この授業は、社会安全政策に係る実務の現場を知ることを目指す。刑事施設、保護観察所(就業支援センター)、消防指令センター、警察本部、自衛隊基地を訪問することを内容としたものである。この授業は1日5コマの3日間で実施される。	(1)受講生が、社会安全政策の現場の状況に係る基礎知識を身につけ、論理的思考力が出るようになること。 (2)受講生が、マスコミ等で報道されている事件等について社会安全政策の観点から考察できるなど、社会の実態を広い視野から理解することができるようになること。 (3)受講生が、社会安全政策の現場が抱えている問題について、どのように改善していくべきか自分自身で考察するなど、安心・安全な社会の実現に向けて主体的に取り組むことができるようになること。	●	●		◎	
	LAD-317	社会安全政策演習 III	演習	★2 3		○	この授業は、社会安全政策演習 I 及び II を受講した上で、どのようにすればより効果的な社会安全政策を実現できるのかについて受講生自らが考察・提言することに重点を置くものであり、より応用的な授業展開となるものである。具体的には社会安全政策 I と同様に、受講生全体を3グループに分け、教員3名による5回ずつのオムニバス形式による授業を実施する。	(1)受講生が、効果的な社会安全政策実現のための方策についてエビデンスに基づいて考察し、論理的思考力が出るようになること。 (2)受講生が、マスコミ等で報道されている事件等について社会安全政策の観点から考察できるなど、社会の実態を広い視野から理解することができるようになること。 (3)受講生が、自らが効果的に考える社会安全政策の実現のための方策について、エビデンスに基づき提言するなど、安心・安全な社会の実現に向けて主体的に取組み、併せて多面的総合的に判断することができるようになること。	●	●	●	◎	
	LAD-171	防災概論(消防と防災)	講義	2 1		○	1995年の阪神・淡路大震災、2011の東日本大震災をはじめとした各種の経験が示すように、災害大国である日本において災害は、いま、そこにある危機である。この授業では、災害発生後の被災・復旧・復興それぞれの段階で何が行われているのかを災害研究の知見および事例から解説し、組織や地域住民の対応やその問題点について理解するとともに、災害への社会的対応としての防災・減災について考える。	(1)この授業は、「安心・安全な社会の実現に向けて主体的に取り組む姿勢と、多面的総合的に判断する公平性を身につけている」能力を涵養することを目的とする。 (2)災害を社会学および周辺領域の視点から捉え、災害発生・被災から復旧・復興・防災に至る時間的経過とそのカウズムおよびこれらに関わる組織・集団の機能について理解する。 (3)防災・減災の具体的なあり方およびその制度的背景を学ぶと共に、問題点や課題について考察できるようになる。 (4)災害行動や災害情報の特性を理解し、災害・防災に対する具体的な対応策を提案できるようになる。	●		●	◎	
LAD-276	危機への対処(リスクマネジメント) I	講義	2 2		○	1995年1月に発生した阪神・淡路大震災以降、「危機管理」という言葉が行政組織のみならず、様々な場面で用いられるようになってきた。この授業では、近年の危機管理における議論をつづいて、当該分野の基礎的な知識を習得するとともに、自らが危機に備えるための知識や技術を身につける。社会安全に関する幅広い技能を習得する。	(1)危機に対処するための技能の養成がこの授業のテーマであり、危機及び危機管理に関する基礎的な知識を身につけることができる。 (2)災害シミュレーション等を通じ危機に対応するための能力を習得することができる。 (3)地域防災に主体的に参画する能力を身につけることができる。安心・安全に関する学習への主体的に取り組む。	◎		●	◎		

2022年度 常盤大学 総合政策学部 法律行政学科 履修系統図(表形式)【ディプロマ・ポリシーと各授業科目の対応関係について】

学修の到達目標とディプロマ・ポリシーの関連(学修成果のために、●-特に強く求められる事項、◎-強く求められる事項、○=望ましい事項)

授業科目の区分	カリキュラムコード	授業科目名	授業の方法	単位数・必修	春学期	秋学期	サブタイトル/テーマ	授業科目の主題 (授業科目の中心となる履目・問題・テーマ等)	学生の学修目標 (到達目標)	学修の到達目標とディプロマ・ポリシーの関連			
										1.法律・行政に関する基礎的知識を身につけ、社会の実態を広い視野から理解することができる。(知識・理解)	2.法制度と行政をめぐる様々な現代的問題について、論理的思考に基づき、適切な対応を提案することができる。(思考・判断)	3.安心・安全な社会の実現に向けて主体的に取り組む姿勢と、多面的・総合的に判断する公平性を身につけている。(態度)	4.社会に貢献するための、法的思考能力(リーガルマインド)と政策立案能力を備えている。(技能)
関連科目	LAD-372	危機への対処(リスクマネジメント)II	講義	2	2	○		本授業では、危機管理における政治的側面に注目をし、講義を進める。危機への対応においては、様々な関係者が関与する。ここでは、時に意見対立や見解の相違が発生し、また政治的な「解釈」をめぐる様々な反応も生じる。そのような課題をいかに克服しながら、危機への効率的・効果的な対応を行うのかについて、考えて行きたい。	(1)危機への対応Iと同様に、「危機に対処するための技能の養成」がこの授業のテーマであり、危機及び危機管理に関する基礎的な知識を身につけることができる。 (2)ロールプレイ等を通じ危機に対応するための能力を習得することができる。 (3)地域防災に主体的に参画する能力を身につけることができる。	◎		●	◎
	LAD-277	災害救援(ボランティア論を含む)	講義	2	2	○		東日本大震災をはじめ、災害の多発する国・地域に暮らす私たちにとって、災害が起った際の支援、助け合いは、ますます重要なものとなってきています。本講義では、災害についての基礎的な理解を踏まえた上で、災害時における支援、助け合いのあり方について、様々な観点から考察し、これから求められる災害救援、ボランティアのあり方について模索して行きたいと思います。	(1)災害、防災、災害救援、ボランティアなどについて理解することができる。 (2)アクティブラーニングの手法を用い、災害救援、ボランティアに関する具体的なテーマについて考察、提案することができる。	●		●	●
	LAD-172	救急法の理論と実際	演習	2	1	○		救急法とは、病気やケガおよび災害等から自分自身を守り、傷病者を正しく救助し、医師や救急隊員に引き継ぐまでの応急手当の基本となるものである。本科目では、救急法に関する基礎的知識を学ぶとともに、心停止・スポーツ障害・自然災害・事故・病気のあらゆる場面を想定し、その対応の基本を学び、対人援助・命の大切さ・助け合いの精神についても概説する。	(1)救急法の基礎的知識、救急法に関する身体の仕組みの知識を習得できる。 (2)心肺蘇生や外傷の応急処置等に関する基本手技を身に付け、救急救命の場面に遭遇した時に、自らの役割を認識し、自主的に活動できる。 (3)命の大切さを理解し、助け合いの精神等を培い、社会に貢献できる。	●	◎	●	○
	LAD-181	経済学原論	講義	2	1	○		経済学は、私たちが暮らす社会の動きや仕組みを明らかにしようとする学問です。例えば、「先月の全国消費者物価上昇率は0.5%でした。」というようなニュースが流れます。消費者物価とは何でしょうか。消費者物価が上がると私たちの生活にどのような影響を与え、私たちはどのような行動をとるのでしょいか。こういったことを経済学というツールを利用してより深く考察することができるようになります。本講義では、実社会を見る視点・知識を養うためにおくべき基礎的な知識と手法(ミクロ経済学とマクロ経済学)を学びます。	(1)最新の政府統計等のデータを見て、現在の社会情勢や変化について捉え、経済学の観点から現実の社会的事象を論じることができるようになること。 (2)経済理論と政府統計等のデータを応用し、政策の立案・提言ができるようになること。	●			●
	LAD-182	哲学概論	講義	2	1	○		ヨーロッパと東洋(中国)の古今の哲学・思想について概説する。自分たちが常識だと思っていることを疑ってみることによって、現在の我々のものの見方、考え方の根拠に哲学があることに気づいてもらうことから始める。そして、現代の考え方が、どのように発展・展開してきたのか、ヨーロッパの哲学と中国を中心とした東洋思想を軸として講義をし、哲学についての知識を深め、現代の哲学について考察していく。	(1)東洋と西洋の哲学・思想の概要を説明できる。学問および社会の根拠には哲学があることを認識できる。 (2)授業を成立させるための要件(学習課題、板書、発問等)を理解し、基礎的な技能をもって指導することができる。 (3)教科等に関する専門的知識を有し、教材の内容を分析・解釈し、適切な授業準備をすることができる。	●	●		○
	LAD-183	倫理学概論	講義	2	1	○		現在、国際化が進んでいるが、自分や自分をとりまく日本人の行動様式や倫理観を知ることも忘れてはならない。それは、日本の歴史の中で、日本古来の思想、仏教思想、儒教思想、アメリカの民主主義など、多くの思想の影響を受けて形成されてきたと考えられる。本講義では、まずは日本人の倫理観を形成してきた儒教思想および仏教思想を検討し、さらにキリスト教を基本とする西洋の倫理観を考察することによって、現代日本の倫理観についての考えを深め、現代社会に生きる人間として不可欠な素養を身につけることにする。	(1)現代日本人の倫理観を形成している様々な倫理思想を知り、自分や他人の行動を客観的に考えることができるようになる。 (2)授業を成立させるための要件(学習課題、板書、発問等)を理解し、基礎的な技能をもって指導することができる。 (3)教科等に関する専門的知識を有し、教材の内容を分析・解釈し、適切な授業準備をすることができる。	●	●		○
卒業研究	THS-201	ゼミナールI	演習	2	2	○		ゼミナールIは、法律行政学科のカリキュラムポリシーに基づいて展開してきたこれまでの学修を踏まえ、自身の問題関心領域を見極め認識していくための学修として位置づけられる。そのためのグループワークや専門分野の著作をサーベイする取組を取り入れる。	(1)自分自身の問題関心を、総合的な観点から発見し、その領域を体系的に理解することができる。 (2)グループワークやディスカッション等、コミュニケーションを通じて知識や理解を深めることができる。 (3)基礎的な文献を精読し、自分のこれまで理解していた事柄とそれらの文献により新たに発見した知見との関係を理解することができる。			○	○
	THS-202	ゼミナールII	演習	2	3	○		ゼミナールIIは、法律行政学科のカリキュラムポリシーに基づいて展開してきたこれまでの学修及びゼミナールIの学修を踏まえ、自身の問題関心領域をさらに探求し、他のゼミ生とのそれとの比較等を行い、今後の自身の研究のあり方を論理的・合理的に説明する機会を取り入れる。	(1)自分自身の問題関心を他のゼミ生のそれと比較して、より広範かつ総合的な観点からプレゼンすることができる。 (2)グループワークやディスカッション等、他者とのコミュニケーションを通じて、自分の問題関心を客観視して、より深めることができる。	●	◎	◎	◎
	THS-301	卒業論文I	演習	2	3	○		卒業論文Iは、ゼミナールI-IIを通じて展開してきたこれまでの学修を踏まえ、自分の問題関心に関する社会状況、制度的な背景を理解して、それらの中で自分がどのような事柄を打ち出せるのかをまとめる作業に入っていく。	(1)自分自身の問題関心を既存の制度的動向や社会状況の中で、どのように位置づけ、自分の発案を打ち出すことができるかを客観的に説明することができる。 (2)他者の問題関心に対するプレゼンを聴いて、それについての意見・質問をすることにより、ゼミ生の研究の気づきを促すことができる。	◎	◎	◎	●
	THS-302	卒業論文II	演習	2	4	○		卒業論文IIは、卒業論文Iで深めた自分の問題関心領域に関する知見をまとめたときにそれがどのような社会的・学術的な意義を有するのかを理解する作業を行う。	(1)自身のテーマのねらい・社会的な意義を説明し、他のゼミ生に理解を得ることができる。 (2)自身のテーマに関する具体的な調査を実施し、その調査から得られる知見をまとめた他のゼミ生に説明し理解を得ることができる。	○	◎		●
	THS-303	卒業論文III	演習	2	4	○		卒業論文IIIは、卒業論文I-IIで取り組んだ、自身のテーマの考察、調査等を体系的にまとめる作業を行う。それを踏まえて、学びの集大成としての卒業論文の完成を目的とする。	(1)自身のテーマに関して体系的な整理・考察を論文形式にまとめることができる。 (2)まとめた論文について、教員および他のゼミ生との意見交換を行い、最終的な論文として完成させることができる。	○	◎	◎	◎

2020年度以前学生カリキュラム 常盤大学 総合政策学部 法律行政学科 履修系統図

LAD-235	経済法	講義	2	2	○		本講義においては、社会人として必要とされる経済法(独占禁止法、下請法)に関する知識を学ぶ。履修生はGoogle Classroomにて毎回出される課題に取組み、期限までに提出することで出席とする。学生への連絡はGoogle Classroomにおいて行い、質問や相談への対応はメールのやり取りで行う。	(1)本講義においては経済法の基礎的な概要と、その背後にある経済活動における独占と競争の原理について学ぶことにより、企業社会の実態を広い視野から理解できるようになり、また法的思考能力(リーガルマインド)を備えることができるようになる。	◎		○	●
LAD-223	地方自治法	講義	2	2	○		地方自治制度の基本概念を説明するとともに、受講生の関心の所在も考慮しながら、地方自治の時事問題についても数多く解説していく。講義の冒頭にその週で起きた地方自治・行政関係のトピックスを説明し、それに引き続く講義では、基本的な論点を説明した後に、受講生に意見を述べてもらった。グループでの検討・レポートの発表会などを取り入れた受講生参加型の形で進行していく。	(1)我が国の行政の重要な主体である自治体と市民生活の基礎をなす地方自治の法制度とその機能の実態の理解を深め、問題点を把握し、理想とする姿を追求する視点を養うことをねらいとする。 (2)地方自治の現場で何が起きていて、その法律問題はどのように描き・解決できるのかという実践的な観点から考察し、地方自治に関して自らの考えで多角的な議論や提案ができるようになることを目指すものとする。		◎	○	●

2022年度 常盤大学 総合政策学部 法律行政学科 履修系統図(表形式)【ディプロマ・ポリシーと各授業科目の対応関係について】

学修の到達目標とディプロマ・ポリシーの関連(学修成果のために、●=特に強く求められる事項、◎=強く求められる事項、○=望ましい事項)

授業科目の区	カリキュラム分類コード	授業科目名	授業の方法	単位数・選択	4年	春	秋	サブタイトル/テーマ	授業科目の主題 (授業科目の中心となる題目・問題・テーマ等)	学生の学修目標 (到達目標)	学修の到達目標とディプロマ・ポリシーの関連(学修成果のために、●=特に強く求められる事項、◎=強く求められる事項、○=望ましい事項)			
											1.法律・行政に関する基礎的知識を身につけ、社会の実態を広い視野から理解することができる。(知識・理解)	2.法制度と行政をめぐる様々な現代的問題について、論理的思考に基づき、適切な対応を提案することができる。(思考・判断)	3.安心・安全な社会の実現に向けて主体的に取り組む姿勢と、多面的総合的に判断する公平性を身につけている。(態度)	4.社会に貢献するための、法的思考能力(リーガルマインド)と政策立案能力を備えている。(技能)
LAD-226		環境法	講義	2	2			自治体と公務員、そして政策テーマとしての環境法、まちづくり、条例論を学ぶ	この講義では、特に地方自治、自治体、自治体職員に焦点を当て、法制度や法務運用がどのような局面で行われているのかを学ぶ。テーマとしては特に政策的な法務として重要な側面を持つ「環境法」「まちづくり」「条例論」の運用の観点からのものをメインとする。 また、自治体職員がどのように法務実務を行っているのか、そのための制度的環境はどのようなものかといった公務員制度的な側面も学ぶこととする。 講義の冒頭でその週で起きた行政関係のトピックスを説明し、それに引き続き講義では、基本的な論点を説明した後、受講生に意見を述べてもらったり、全員での課題の議論、検討、レポートの発表会などを取り入れた受講生参加型の形で進行します。公務員試験等にも対応できるような演習問題の検討も併せて行うものとする。	(1) 地方自治制度、公務員制度がどのように形作られているのか、そしてそれが現実にとどのように運用されているのかを、自分の考えで整理・発言できるようにする。 (2) 地方自治、特に環境問題に関心を持ち、自治体職員など公共の職務がどのように行われているのかに深い理解を持てるようにする。	◎	○	○	●